



令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

証拠説明書（4）

令和5年11月22日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人弁護士

近 藤 博 徳



同

椎 名 基 晴



同

仲 晃 生



同

仲 尾 育 哉



号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲136 -1	戸籍届出期間経過通知書（及び同添付書類）	写	2023年 (令和5年) 7月12日	京都 [REDACTED] [REDACTED]	原告が、2023(令和5)年5月24日に京都 [REDACTED] で国籍喪失届を行い(1頁)、同届出に際して原告がカナダ国籍を取得することを証する書面として提出したのは、2018(平成30)年11月5日に世田谷区役所で提示したカナダ旅券、カナダ市民権証、カナダ政府発行のセレモニアル・レターのみであったこと(6～11頁)。
甲136 -2	令和5年（ア）第45号 過料決定	写	2023年 (令和5年) 7月31日	京都簡易裁判所裁判官 富田孝明	原告が、国籍喪失届を法定期間を経過した後に行ったとして、過料決定を下されたこと。
甲136 -3	異議申立書	写	2023年 (令和5年) 8月18日	原告代理人 弁護士 仲 晃生	原告が、甲136の1の過料決定に対して異議申立をしたこと及び異議申立の理由。
甲136 -4	決定	写	2023年 (令和5年) 8月23日	京都簡易裁判所裁判官 富田孝明	甲136の2の過料決定が取り消されたこと。。
甲137	在留カード	写	2023年 (令和5年) 8月18日	被告	原告が、日本政府から、2023(令和5)年8月 [REDACTED] に「日本人の配偶者等」としての在留資格を付与されたこと、及びその在留期間は5年であるが、在留期間満了日は2024年1月 [REDACTED] とされたこと。
甲138	〔6〕国籍法12条と憲法14条1項 （「最高裁判所判例解説 民事篇 平成27年度：上(1月-6月分)所収」）	写	2015年 (平成27年)	寺岡洋和	国籍法12条に関する平成27年3月10日最高裁判所第三小法廷判決の調査官解説の内容。
甲139	国籍法11条1項の憲法及び国際 法規適合性について	写	2023年 (令和5年) 7月31日	高佐智美	本訴訟の第一審及び控訴審の判決をふまえてなお、国籍法11条1項は違憲であり国際人権法にも違反すること。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲140 -1	Modernes Staatsangehörigkeitsrecht auf den Weg gebracht	写	2023年 8月23日	ドイツ連邦 内務省	ドイツで、外国国籍を志望取得した場合にドイツ国籍を失うとする国籍法の規定が削除されようとしていること。
甲140 -2	甲140の1の日本語訳	写	2023年 (令和5年) 8月25日	原告代理人 弁護士 仲 晃生	同上。
甲141 -1	Referentenentwurf des Bundesministeriums des Innern und für Heimat (抄)	写	2023年 5月19日	ドイツ連邦 内務省	ドイツで、外国国籍を志望取得した場合にドイツ国籍を失うとする国籍法の規定が削除されようとしていること。
甲141 -2	甲141の1の日本語抄訳	写	2023年 (令和5年) 8月25日	原告代理人 弁護士 仲 晃生	同上。